

精神障害者の旅客運賃等の割引を求める意見書（案）

国の障害者支援施策においては、身体障害、知的障害及び精神障害の3障害一元化が基本方針となっている。しかし、JRや民営鉄道、高速道路等における旅客運賃等の割引制度については、身体障害者及び知的障害者は適用になっているものの、精神障害者は除外されており、障害の種別による支援の内容に差が生じている。

また、精神障害者家族会の全国組織である公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の全国アンケート調査では、精神障害者の多くは就労が困難で所得保障も乏しく、経済的負担からデイケアや作業所も利用せず、外出を控えている実態が明らかになっている。

我が国は平成26年2月に国連の障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されている。国連の障害者権利条約第4条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適切な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化している。障害者差別解消法第1条も「障害を理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。国連の障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されても、なお、精神障害者を障害福祉サービスや障害者施策の対象から除外されるならば、精神障害者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰えてしまうこととなる。

よって、国においては精神障害者についても身体障害者や知的障害者と同等に旅客運賃等の割引が適用されるよう、事業者に対して積極的な働きかけを行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

様

和歌山県議会議長 藤山 将材  
(提出者)

坂本 登  
長坂 隆司  
多田 純一  
雑賀 光夫

(意見書提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

国土交通大臣  
厚生労働大臣